

用語の説明

1 人口性比

女性を100としたときの男性の割合

2 年少人口

0歳～14歳の人口をいう。

3 生産年齢人口

15歳～64歳の人口をいう。

4 老年人口

65歳以上の人口をいう。

5 年少人口指数

年少人口の生産年齢人口に対する比率をいう。

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

6 老年人口指数

老年人口の生産年齢人口に対する比率をいう。

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

7 従属人口指数

年少人口と老年人口が生産年齢人口に対して占める比率をいう。

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

8 老年化指数

老年人口の年少人口に対する比率をいう。

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

9 動態

- (1)人口動態…自然動態と社会動態を合わせた人口の動きをいう。
- (2)自然動態…一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいう。
- (3)社会動態…一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいう。

10 移動

- (1)移動者総数…県内移動者数(県内市町村間の転出入)と県外移動者数(県内外の転出入)を合計した数をいう。
- (2)実移動者総数…県内市町村間の転入者数と県外移動者数を合計した数をいう。
- (3)県内転入者数…県内の市町村から県内の他の市町村へ転入した者の数をいう。
- (4)県内転出者数…県内の市町村から県内の他の市町村へ転出した者の数をいう。この調査の県内移動については、転入だけを調査している。このため転出については、従前の住所地(市町村)により、算出した数である。
- (5)県外転入者数…県外(外国を含む)の市町村から県内の市町村へ転入した者の数をいう。
- (6)県外転出者数…県内の市町村から県外(外国を含む)の市町村へ転出した者の数をいう。
- (7)転入・転出超過数…転入者数から転出者数を差し引いた数で、プラスの場合を転入超過、マイナスの場合を転出超過という。

11 出生率及び死亡率

- (1)出生率…人口に対する出生数の千分率(パーミル【‰】)をいう。
- (2)死亡率…人口に対する死亡数の千分率(パーミル【‰】)をいう。

1 2 移動者の年齢

令和4年10月1日現在の満年齢による。

1 3 自然増減数

出生者数から死亡者数を差し引いた数をいう。この場合、プラスは自然増加といい、マイナスは自然減少という。

1 4 自然増減率

人口に対する自然増減数の千分率(パーミル【‰】)をいう。

1 5 社会増減数

転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。この場合、プラスは社会増加といい、マイナスは社会減少という。

1 6 社会増減率

人口に対する社会増減数の千分率(パーミル【‰】)をいう。

1 7 ブロック別区分

北海道…北海道

東 北…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関 東…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中 部…新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近 畿…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中 国…島根県、岡山県、広島県、山口県

四 国…徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九 州…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

1 8 地域別区分

東 部…鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

中 部…倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

西 部…米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

1 9 市郡別

市 部…鳥取市、米子市、倉吉市、境港市

郡 部…岩美郡、八頭郡、東伯郡、西伯郡、日野郡

利 用 上 の 注 意

- 1 鳥取県人口移動調査は、「住民基本台帳法」の規定により届出された者を対象に、出生数及び死亡数、転入者数及び転出者数を、それぞれ住民票の異動日を基準として各月ごとに調査したものである。なお、県内移動については、転入日をもって転出日としている。
- 2 推計人口とは、令和2年国勢調査結果を基に、各市町村から報告のあった各月の調査結果より推計したものである。
- 3 平成27年国勢調査国勢調査結果に毎月の転入者等の届出数を加減した令和2年10月1日現在の推計人口及び世帯数と、令和2年国勢調査結果に差が生じているので、平成27年国勢調査結果までさかのぼり、平成27年11月以降の推計値を補正している。
- 4 人口及び世帯の移動数は、令和3年10月から令和4年9月までの年間数値であり、市町村表記は令和4年9月末現在のものにて記載している。